

## 書面掲示事項等

2025年12月12日現在 ほのぼの薬局の保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が掲示することとされている事項についてお示しいたします。

### ◇当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・ 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・ 生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成 医療・更生医療・精神通院医療）
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく指定・児童福祉法に基づく指定
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

### ◇「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。（公費負担等で窓口負担がない場合も）ご希望にならない場合は薬局窓口にてお知らせ下さい。

### ◇療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

＜薬剤の容器代＞ 水薬瓶、軟膏容器は50円/個（税込）いたします。

＜患者へ調剤した医薬品の送料＞ 患者さまのご希望による医薬品の送料は原則として患者さま負担になります。治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

＜希望に基づく矯味剤等の添加＞ 原則として料金は頂いておりません。医師の指示があった場合には規定の調剤報酬点数表に従い算定します。

＜希望に基づく一包化＞ 医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

### ◇調剤報酬点数表について

[調剤報酬点数表\(R7.4.1 施行\).pdf](#)

### ◇調剤基本料について

基本料1を算定しております。

### ◇後発医薬品調剤体制加算3について

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて、処方箋受付1回につき算定しております。※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品

へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。また医薬品の供給体制問題から必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

#### ◇長期収載品の選定療養について

2024年10月から、「後発医薬品」がある先発医薬品(長期収載品)を希望される場合に、「特別の料金」をご負担いただいております。「医療上の必要性がある場合」などを除き、患者さまの希望により、後発医薬品ではなく先発医薬品の調剤を選択する場合には、選定療養の対象として、両者の差額の4分の1を患者さまご自身が自己負担する仕組みです。

[001282666.pdf](#)

#### ◇調剤管理料について

当薬局では調剤管理料を算定しております。 患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お 薬手帳、医薬品リスク管理計画 (RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要 に応じて医師に処方内容の提案を行います。

#### ◇服薬管理指導料について

当薬局では服薬管理指導料を算定しております。 患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変 化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

#### ◇地域支援体制加算1について

- ・ 1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制・麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出
- ・ 研修の実施
- ・ 計画書の様式の整備・掲示等・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の対応・健康相談の取り組み・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

#### ◇時間外等加算（時間外・休日・深夜）について

当薬局では休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤および在宅医療業務に対応できる体制を整えております。

- ・時間外加算；基礎額の100%
- ・深夜加算；基礎額の200%
- ・休日加算；基礎額の140%

#### ◇夜間・休日等加算について

平日 19:00 から閉局まで、土曜日 13:00 から閉局まで、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）の終日に算定いたします。

#### ◇医療情報取得加算について

当薬局では、医療情報取得加算を算定しております。オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して、より適切な調剤等に取り組んでいます。

#### ◇医療 DX 推進体制整備加算について

当薬局では医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。当薬局ではオンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取り組みを実施しています。当薬局では医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

#### ◇連携強化加算について

次に掲げる体制を整備し連携強化加算を算定しております。

当薬局は第二種協定指定医療機関の指定を受けています。オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）については必要時に対応します。

##### ①新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）

イ 個人防護具を備蓄。

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等がないときから整備。

##### ②災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制。

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険 薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制。

#### ◇在宅薬学総合体制加算について 1

当薬局では在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えています。

#### ◇無菌製剤処理加算について

当薬局は 2 人以上の薬剤師（1 名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行う際に算定いたします。

#### ◇かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について

以下の基準を満たす薬剤師が、患者さまの同意を得て算定いたします。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 1 年以上在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取り組みへの参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

#### ◇在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険の方）・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療 養管理指導費（介護保険の方）について

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導および管理の お手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

#### ◇個人情報保護に関する基本方針について

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、良質な薬局サービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ・ 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- ・ 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- ・ 定期的に個人情報の取り扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- ・ 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- ・ 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- ・ 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。当薬局は次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- ・個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ・個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- ・個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- ・その他、個人情報の取り扱いについてご質問やご不明な点がある場合

#### ◇個人情報の取扱いについて

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の 取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所などからの照会への回答
- ・家族などへの薬に関する説明・医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生への薬局実務実習
- ・外部監査機関への情報提供